

令和2年度 山形県地域年金展開事業 事業計画

山形年金事務所
(山形県代表事務所)

目次

1	基本方針	2頁
2	令和2年度の取組方針	3頁
	(1) 地域連携事業<自治体・関係機関(団体)等への取組>	
	(2) 年金セミナー事業<教育機関への取組>	
	(3) 地域相談事業<自治体・関係機関(団体)等への取組>	
	(4) 年金委員活動支援事業	
	(5) 「ねんきん月間」・「年金の日」の取組	
	(6) 「わたしと年金」エッセイ	
	(7) 第12回山形県年金ポスターコンクール	
	(8) 山形県地域年金事業運営調整会議	
	(9) ねんきんネットの利用促進	
3	令和2年度の重点取組	8頁

1 基本方針

日本の公的年金制度は、原則として、日本に居住する方の全員が加入する「国民皆年金」の仕組みとなっています。年金受給者を現役世代が支えるという「世代と世代の支え合い」を基本としており、制度を維持するために、国民の皆様が年金制度について理解し、協力することが不可欠です。

日本年金機構では、公的年金制度への理解の促進と普及活動のため、平成24年度から全国の年金事務所が主体となり、学校や都道府県・市町村の教育委員会、社会保険労務士会など関係機関（団体）との連携・協力のもと、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（呼称：地域年金展開事業）を実施しています。

今年度においても、公的年金制度の周知や理解、支援のネットワーク構築のために関係機関（団体）等のご協力・ご支援をいただきながら「地域年金展開事業」を推進します。

2 令和2年度の取組方針

(1) 地域連携事業 <自治体・関係機関（団体）等への取組>

事業所や自治体、教育機関、社会保険労務士会などと連携・協力し、ポスター掲示やパンフレットなどの設置・配布を行います。また、事業所や各種団体などに出向き年金制度説明会を実施します。

《具体的な取組事項》

- ◆ 事業所、関係機関(団体)等での年金制度説明会の開催
- ◆ 市町村職員担当者向け研修及び打合せ会の実施
- ◆ 市町村広報誌等による周知・啓発
- ◆ 自治会、町内会等を通じた周知・啓発
- ◆ 社会保険労務士会との連携による周知・啓発
- ◆ 事業所の社会保険事務担当者向け説明会の実施
- ◆ ハローワークの離職者説明会での制度周知
- ◆ 地域型年金委員連絡会及び研修会の開催



(2) 年金セミナー事業 <教育機関への取組>

大学、短大、専門学校、高等学校等で、公的年金制度の仕組みを説明する「年金セミナー」を実施し、公的年金制度の啓発・周知活動を行うとともに、制度加入や国民年金保険料の納付等を呼びかけます。

《具体的な取組事項》

- ◆ 教育関係機関へ年金セミナー実施への協力依頼
- ◆ 大学、短大、専門学校における年金セミナーの実施
- ◆ 高等学校等での年金セミナーの実施
- ◆ 地域年金推進員を活用した年金セミナーの実施拡大
- ◆ 「わたしと年金」エッセイの募集等にかかる協力依頼
- ◆ 制度周知を目的としたパンフレットの配布・設置依頼
- ◆ 納付相談会の開催及びチラシの配布

【地域年金推進員とは】

学生等に対して、公的年金制度の仕組みや基本理念を正しく理解してもらうため、各学校、特に高校・中学を対象とした年金セミナー実施拡大のための活動を行う。



(3) 地域相談事業 <自治体、関係機関（団体）等への取組>

地域の自治体や大型商業施設、イベント会場などに出向いて年金の出張相談を行い、相談ニーズに対応するとともに、地域住民の皆様に年金をより身近に感じていただき年金制度の理解を深めていきます。

《具体的な取組事項》

- ◆ 市町村における出張年金相談
- ◆ ハローワーク雇用保険受給者説明会での出張相談
- ◆ 商業施設等における年金相談
- ◆ 1日行政相談所等への参画

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員の活動の基本となる冊子や制度改正に関するリーフレットなどの提供や研修、意見交換会を通じて、年金委員活動の支援を行います。

《具体的な取組事項》

- ◆ 年金委員研修、連絡会（意見交換会）の実施
- ◆ 年金委員の委嘱拡大
- ◆ 年金委員表彰の実施（11月）
- ◆ 情報提供（リーフレット等の送付）（随時）
- ◆ 広報紙「支えあい」の送付（地域型）



(5) 「ねんきん月間」・「年金の日」の取組

11月は、社会保険料(国民年金)控除証明書が発行される等、保険料を納付されている現役の方々がご自身の年金に対する関心が非常に高くなる時期であることから、厚生労働省と協力して「ねんきん月間」とし、公的年金制度の普及・啓発活動及び国民年金保険料収納対策を効果的かつ積極的に行います。また、11月30日(いいみらい)を年金の日として、県民が年金を身近に感じていただけるよう制度周知を推進してまいります。

《具体的な取組事項》

- ◆ 納付相談会や商業施設等での年金相談会の開催
- ◆ 年金委員研修や表彰式
- ◆ 年金セミナーや年金制度説明会の実施

(6) 「わたしと年金」エッセイ

国民の一人おひとりに公的年金制度をご理解していただき、ご自身やご家族等と公的年金制度のかかわり方についてエッセイを募集します。

(7) 第12回山形県年金ポスターコンクール

山形県独自の取組として、県内中学生に年金をテーマとしたポスターを作成していただくことにより、年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度への参加意識を醸成することを目的として、引き続き実施します。

(8) 山形県地域年金事業運営調整会議

日本年金機構が取組む公的年金制度の普及・啓発活動について、学識経験者や関係機関など各分野の有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を都道府県ごとに開催し、地域に密着した事業推進の在り方について意見交換を行っており、山形県では7月に開催します。

《具体的な取組事項》

- ◆ 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する意見の聴取
- ◆ 地域年金展開事業を充実させるため、各委員との意見交換

(9) ねんきんネットの利用促進

窓口相談、電話相談に次ぐ第3の窓口として、24時間利用できる「ねんきんネット」を広く活用していただけるよう、ポスター掲示やチラシの配布、お客様へのアクセスキー発行等利用者拡大の取組みを行います。また、関係機関（団体）にもポスター掲示等協力要請を行います。

3 令和2年度の重点取組

年金制度説明会の実施に向けた協力連携

市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等と連携し、「産前産後期間の国民年金保険料の免除」や「年金生活者支援給付金」等の制度改正等に関する周知・啓発活動を積極的に実施する。

また、これらの実施にあたっては、地域型、職域型それぞれの年金委員と連携し、チラシ・ポスター等の配付のほか、自治会や事業所等を対象とした年金制度説明会を積極的に実施します。

市町村や関係機関（団体）などと連携した周知・広報

お客様へのサービス・利便性の向上を目的に、引き続き、ねんきんネット利用促進、年金相談予約制の周知、出張年金相談の拡大を図ります。

市町村やマスコミ等へは積極的に情報提供を行い、広報紙や紙面での周知・広報を依頼します。

年金セミナー事業の展開

取り組むうえでの課題・今後の取組

次世代の主役となる若年層に年金制度を理解していただくために、大学・高校・専門学校在学生・生徒を対象とした年金セミナーを積極的に実施します。実施にあたっては、関係機関に協力要請を行い、対象校に早期の文書勧奨と、夏休み前までに1回目のアプローチを行うことが重要です。第三・四半期に2回目のアプローチを行い、年度内又は翌年度の実施について約束をいただけるよう積極的に取り組みます。また、他の機関との共催実施を進めます。

また、年金ポスターコンクールに応募している中学校に対しては、年金に関心を持ってもらうことに加えて、年金セミナーを実施することにより、更に広く展開します。

年金セミナー講師のスキルアップの取組

年金セミナーを継続して実施していくためには、学生にとっても、わかりやすく受け入れられる説明が求められ、講師の育成が不可欠です。

機構本部の取組として、セミナー王コンテストが行われておりますが、令和元年度も予選会を行い、鶴岡年金事務所が山形県の代表として東北地域第一部代表決定戦に出場しました。出場者の意見交換で得られた知識（参考とすべき点や改善点等）のフィードバックを行うことでスキルの平準化をはかるとともに、地域年金推進員にアドバイスをいただきながら講師の育成に努めます。

取り組むうえでの課題・今後の取組

市町村での出張年金相談は予約制で実施しており、1日の相談者数が限られているものの予約枠数に満たない日もあります。市町村及びお客様のニーズを把握しながら相談者数を確保していきます。

ハローワークでの離職者を対象とした説明会や相談会を、引き続き実施します。なお、ハローワーク長井での開催を目指します。

その他の年金相談

ねんきん月間や年金の日において、市町村やイベント会場、商業施設等での年金相談会又は納付相談会を企画し、県民が相談できる機会を増やします。

○ 地域型年金委員連絡会の開催

地域型年金委員連絡会を定期的（年4回）に開催します。初回の連絡会において「活動の手引き」を活用し説明します。具体的に年金委員としてどのような活動をすればよいのか提案します。開催内容については、地域型年金委員の活動をよりサポートできるような連絡会とします。

○ 委嘱拡大の取組

年金事務所、協会けんぽ、社会保険協会の三者で連絡協議会を開催し、年金委員及び健康保険委員の委嘱拡大について意見交換を行い取り組んでいます。

具体的には、年金委員を設置していない事業所に対する委嘱勧奨、新規適用事業所に対しては、協会けんぽと共同で委嘱勧奨（1年交替、今年度は協会けんぽが担当）をします。また、職域型年金委員が退職による解職の場合は、地域型年金委員への委嘱について要請します。

【年金委員とは】

政府が管掌する年金事業の運営に協力して、企業や地域住民に対して啓発や相談を行う、厚生労働大臣に委嘱された民間協力員です。

活動により、職域型と地域型の2つに区分され、職域型は主に厚生年金保険適用事業所内、地域型は自治会などの地域において活動しています。